

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

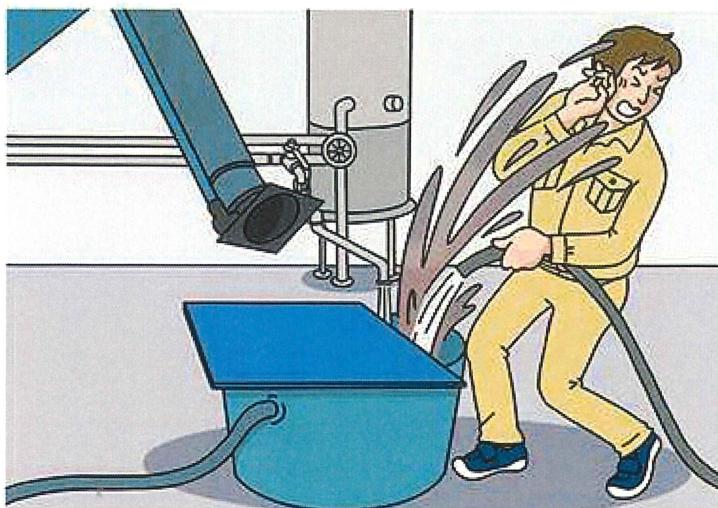
災害発生情報 No.146

令和6年10月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	製造業	経験年数	不詳	年齢	50歳代
発生年月	令和6年3月		発生時刻	5時台	
発生状況	洗浄槽にか性ソーダ水溶液（水酸化ナトリウム水溶液）を被災者がポンプ送給したところ、洗浄槽の温度が高かったため、か性ソーダ水溶液が突沸し、被災者にかかり化学熱傷を負った。				
負傷の程度／部位	II度の熱傷／後頸部、右肩、右前腕、右大腿		休業見込期間	若しくは死亡 4日未満	



(図はイメージ。「職場のあんぜんサイト」より)

本件においては災害発生時の槽の温度、液の送給量及び濃度等が不詳ではありますが、一般的に液体か性ソーダを希釈するときは相当大きな希釈熱を出すため、不用意に注水すると液が飛び散ることがあり注意が必要です。

投入時の作業手順（適正な注水量、槽内温度の測定、投入量と使用する用具や安全な作業方法）、SDSを基にした有害性・危険性、作業方法の徹底、保護眼鏡、手袋および保護衣の着用の徹底、救急措置の徹底、これらの教育と訓練等につき、今一度ご確認ください。

【参考】労働安全衛生規則第594条の2第1項

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。※略※）を製造し、又は取り扱う業務（※略※）に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

◆安全衛生の窓◆

労働安全衛生関係法令の改正により、事業者による自律的な管理を基軸とする新たな化学物質管理の制度が導入されています。詳しくは以下をご覧ください。



◆ 「新たな化学物質規制について」のパンフレット



◆ 「事業者が実施すること」が確認できる職場の化学物質管理総合サイト ケミサポ



◆ 労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口